

論点に対する回答

省 庁 名	法務省
論 点	<p>刑事手続のデジタル化について議論するに当たり、先行して検討されている家事事件等に関して、以下についてご回答ください。</p> <p><論点①></p> <p>成長戦略フォローアップ（令和2年7月17日閣議決定）において、「法制審議会における民事訴訟手続のIT化の検討も踏まえつつ、2020年度中に家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等のIT化のスケジュールを検討する。」とあるが、当該検討の結果（結論を得られていない場合には結論を得る時期）を示されたい。</p> <p><論点②></p> <p>成長戦略フォローアップにおいて、「現行民事訴訟法の下でのウェブ会議等を活用した非対面での運用について、2020年度中の全国の地裁本庁での開始、2021年度から地裁支部での順次開始、これら状況を見ながら高裁等での順次拡大の検討」とあるが、家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等について、現行法の下でのウェブ会議等を活用した非対面での運用予定はあるか。</p>
【回 答】	<p><論点①について></p> <p>家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等のIT化については、既に開始した検討を継続し、2022年度までに一定の結論を得ることとしている。</p> <p><論点②について></p> <p>最高裁判所において、現行家事事件手続法の下でのウェブ会議を活用した非対面での運用について、2021年度中に一部の家裁本庁（東京、大阪、名古屋、福岡）での試行をする予定であると聞いている。</p>